

(別紙1)令和8年度佐賀県保育所等働き方改革支援業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度佐賀県保育所等働き方改革支援業務委託

2 目的

本業務は、佐賀県内の保育所等における働き方改革を支援することにより、保育者が生涯にわたり継続して就業できる魅力ある職場環境の整備を推進し、もって保育者の就業継続及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託事業の概要

本業務は、次に掲げる内容により構成するものとする。

- (1)働き方改革及び業務負担軽減に関する研修の実施
- (2)経営層向け相談会の実施
- (3)企画調整及び運営管理業務
- (4)広報業務
- (5)効果測定及び検証

5 業務内容

(1)働き方改革及び業務負担軽減に関する研修の実施

受託者は、保育所等の職員に対し、働き方改革に関する理解の促進及び業務負担軽減に資する知識・ノウハウの提供を目的として、次に掲げる事項により研修を実施すること。

ア 対象者

- ・県内保育所等に従事する理事長、園長、保育者その他関係者とする。

イ 実施場所

- ・県内において、参加者の利便性を考慮した会場を選定すること。

ウ 実施回数及び時間

- ・合計3回以上の研修を実施すること。
- ・研修テーマ及び研修の回数は提案によるものとするが、1テーマ当たり、同一会場での実施は2回以内とする。
- ・研修時間は、1回当たり2～3時間程度とする。
- ・なお、同一テーマを複数会場で実施すること、又は複数テーマを同一会場で実施するこ

とを妨げない。

エ 実施方法

- ・講義の主講師は、対面形式を原則とすること。
- ・講義の一部(例:ケーススタディ、補足講義等)については、内容や実施方法に応じて、オンラインで実施することも可能とする。
- ・ワークショップ等を取り入れるなど、効果的な内容とすること。

オ 参加方法及び人数

- ・参加方法は、対面及びオンラインによるハイブリッド形式とする。
- ・各回 30 名以上の参加が見込まれるよう運営すること。

カ 内容

- ・働き方改革及び業務効率化に関する理解を深め、実務に活用できる内容とすること。
- ・具体的内容は提案によるものとする。

(2)経営層向け相談会の実施

受託者は、保育所等の経営層が抱える課題解決を支援するため、以下のとおり相談会を実施すること。

ア 対象者

- ・県内保育所等の経営又は運営に携わる者(理事長、園長、主幹等)とする。

イ 実施場所

- ・県内の複数会場において、参加しやすい場所を選定すること。

ウ 実施回数及び時間

- ・2 回以上実施すること。
- ・1 回当たり 2～3 時間程度とする。

エ 実施方法

- ・原則対面形式で開催すること。(ファシリテーターは必ず対面で参加すること。)

オ 参加人数

- ・各回 5～10 名程度の参加が見込まれるよう運営すること。

カ 内容

- ・少人数による意見交換及び課題解決型の討議形式とすること。
- ・必要に応じて、佐賀県が過去に実施した「佐賀県保育所等働き方改革支援事業」におけるモデル園の協力を得て、相談会を実施すること。
- ・令和 7 年度に実施した相談会の内容を参考としつつ、効果的な運営を行うこと。当該実施内容については、仕様書協議時に提示する。
- ・具体的内容は提案によるものとする。

(3)企画調整及び運営管理業務

- ア 運営に当たって必要となる総合的な管理業務を行う体制を構築すること。統括責任者を1名配置し、適宜打合せ、進捗状況の報告を行い、業務の円滑な推進を図ること。また、外部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。
- イ 研修等実施計画を作成し、スケジュール作成・管理を行うこと。
- ウ 会場の設営、受付、司会・進行、会場の片づけ、その他の研修を運営するために必要な全ての業務を行うこと。

(4)広報業務

- ア 研修及び相談会の参加者募集のための広報を実施すること。
- イ 広報手法は提案によるものとする。
- ウ 県がメール等で県内保育施設向けに周知を行うことも可能とし、その場合の案内文等は受託者が作成すること。

(5)効果測定及び検証

- ア アンケート等により事業効果を把握し、分析を行うこと。
- イ 分析結果は業務完了報告書に記載すること。
- ウ 参加者のうち、働き方改革に対する意識が向上した者の割合が過半数となることを目標とする。

(6)その他

- ア 参加費は無料とすること。
- イ 研修及び相談会の開催に必要な機材は受託者が用意すること。
- ウ 必要に応じて保険に加入すること。
- エ 講師は、保育分野及び労務管理に関する専門的知見と実績を有する者とする。

6 委託料

4,389千円を上限とする(消費税及び地方消費税含む。)

7 納品物

(1)研修等計画

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:契約後速やかに]

(2)業務完了報告書

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

(3)本業務で制作したデータ

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

(4)その他、県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

8 支払方法

完了払

9 その他

(1)本業務に関する事務は、受託者が行う。

(2)受託者は、業務の実施状況について適宜佐賀県こども未来課に報告する。

(3)受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物がある場合、その著作権(著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。)は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作権人格権を行使しないものとする。

(4)成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。

ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS等での公開

イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動

(5)(4)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。

(6)業務の遂行にあたり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。

(7)本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。

(8)本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県こども未来課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。

(9)受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う際は、個人の情報保護に関する法(平成15年法律第57号)を順守しなければならない。

(10)本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県こども未来課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。

- (11) 本業務の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき佐賀県こども未来課が判断した場合には、佐賀県こども未来課に確認しながら、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。
- (13) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。